

令和6年度川崎市児童福祉審議会総会 次第

【日時】 令和6年4月17日（水）14時00分～

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 委員長・副委員長選出
- (2) 児童福祉審議会について
- (3) 委員の所属部会について
- (4) 各部会審議事項について
- (5) 令和6年度こども未来局事業概要について

3 閉 会

【資料一覧】

資料1：川崎市児童福祉審議会について

資料2：第27期川崎市児童福祉審議会各部会委員名簿（案）

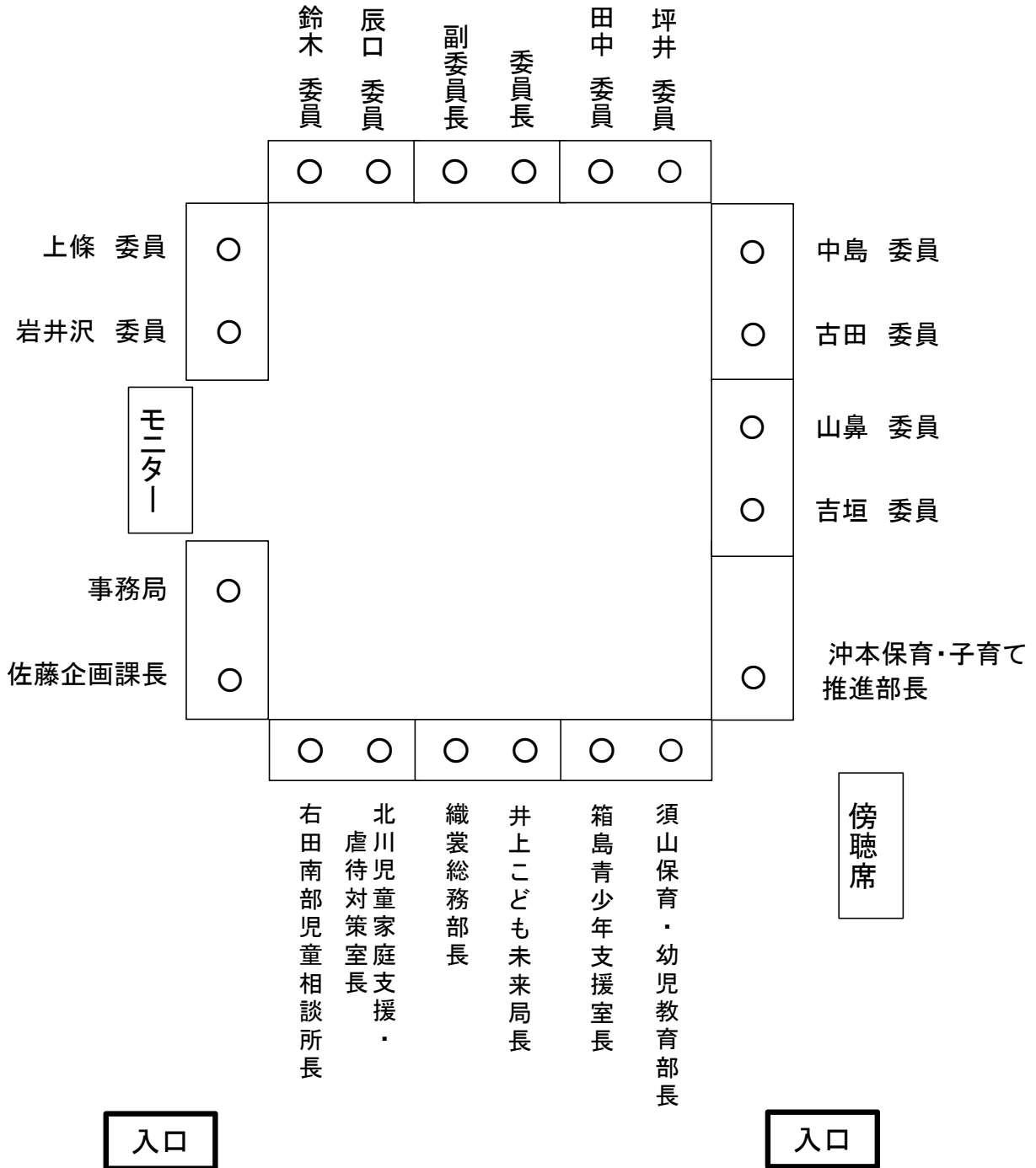
資料3：令和6年度こども未来局事業概要

参考1：川崎市児童福祉審議会委員名簿

参考2：川崎市児童福祉審議会行政出席者名簿

参考3：川崎市児童福祉審議会条例

令和6年度川崎市児童福祉審議会総会 座席表



川崎市児童福祉審議会について

1 根拠法令・条例等

児童福祉法（第 8 条第 3 項）
川崎市児童福祉審議会条例

2 部会及び審議事項

総 会　：○部会審議事項報告等（年 2 回程度）
第 1 部会：○里親に関すること（年 6 回程度）
第 2 部会：○母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉、母子保健、障害児の福祉に関すること
○児童福祉施設及び家庭的保育事業等に関すること
○教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証に関すること等
（年 4 回程度）
第 3 部会：○児童福祉法第 27 条第 6 項及び第 33 条の 15 第 3 項に関すること
（年 1 2 回程度）
第 4 部会：○児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項に関すること（年 4 回程度）

3 委員の任期

2 年（令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日）

第27期 川崎市児童福祉審議会委員名簿(案)

任期: 令和6年4月1日～令和8年3月31日

令和6年4月1日時点

氏名	職名等	部会					
		第1部会	第2部会	検証	第3部会	第4部会	
1 いちせ さゆり 一瀬 早百合	和光大学現代人間学部心理教育学科 教授	女	○				○
2 かとう えつお 加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科 教授	男	○				
3 はせがわ ひろあき 長谷川 洋昭	田園調布学園大学子ども未来学部 教授	男	○				
4 たつぐち なおみ 辰口 直美	川崎市立小学校長会	女	○				
5 よしがき きみこ 吉垣 君子	川崎市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長	女	○				
6 ふじたか なおゆき 藤高 直之	立正大学社会福祉学部 准教授	男	○				
7 たなか まさみ 田中 真砂美	川崎市立中学校長会	女		○	○		
8 やまはな あきお 山鼻 昭夫	(一社)川崎市子ども会連盟 事務局長	男		○	○		
9 せきぐち ひろひと 関口 博仁	(公社)川崎市医師会 副会長	男		○	○		
10 おくむら なおぞう 奥村 尚三	(一財)川崎市保育会 副理事長	男		○	○		
11 いわいさわ みほ 岩井沢 美穂	川崎市PTA連絡協議会 副会長	女		○	○		
12 つばい ようこ 坪井 葉子	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授	女		○	○		
13 なかじま はるみ 中島 春美	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 理事長	女		○	○		
14 ほかり ちえ 穂苺 千恵	(一社)山王教育研究所 理事	女		○	○		
15 ひだの みち 飛弾野 理	神奈川県弁護士会	女			○	○	○
16 おの かずや 小野 和哉	聖マリアンナ医科大学 神経精神科学教室 特任教授	男				○	○
17 すずき たかゆき 鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科 教授	男				○	
18 ふるた まさあき 古田 雅明	大妻女子大学人間関係学部 教授	男				○	○
19 かみじょう りえ 上條 理恵	東京経営短期大学 特任准教授	女				○	
20 かわまつ あきら 川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科 教授	男					○

**令和6年度
(2024年度)**

こども未来局 事業概要

川崎市こども未来局

目 次

1	こども未来局の組織及び事務	3
2	令和6（2024）年度予算の概要	10
	子育てを社会全体で支える取組の推進	12
	質の高い保育・幼児教育の推進	13
	子どものすこやかな成長の促進	16
	子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	18
3	各課における取組概要	21
	総務部	22
	保育・子育て推進部	24
	保育・幼児教育部	26
	青少年支援室	29
	児童家庭支援・虐待対策室	32

1 こども未来局の組織及び事務

ことども未来局の組織

ことども未来局	局長	井上	純	(43000)	200-2659
総務部	部長	織裳	浩一	(43100)	200-3732
〔危機管理〕	担当課長(事務取扱)	織裳	浩一	(43100)	200-3732
(監査担当)	担当課長	石原	知子	(43102)	200-3786
				(43143)	200-1136
				(43141)	200-3793
				(43142)	200-2214
				(43144)	200-1136
庶務課	課長	徳永	のり子	(43101)	200-3733
庶務係				(43111)	200-3174
経理係				(43132)	200-3775
調査担当				(43121)	200-3175
企画課	課長	佐藤	園子	(43104)	200-2234
企画・調整担当				(43165)	200-3028
事業調整担当				(43163)	200-1135
計画推進担当				(43162)	200-1134
保育・子育て推進部	部長	沖本	里恵	(43500)	200-3521
〔運営管理・子育て支援〕	担当課長	荒井	敬之	(43504)	200-2609
管理担当				(43531)	200-2600
施設担当				(43607)	200-3556
子育て支援担当				(43602)	200-3414
〔運営支援・人材育成〕	担当課長	佐藤	美佳	(43502)	200-2685
運営支援担当				(43552)	200-3985
保育士確保対策担当				(43912)	200-3705
(幸区保育総合支援担当)	担当課長	杉山	僚子	(62830)	556-6718
(高津区保育総合支援担当)	担当課長	飯沢	すみ江	(64850)	861-3292
(多摩区保育総合支援担当)	担当課長	大谷	里美	(66830)	935-3102
(麻生区保育総合支援担当)	担当課長	高橋	実千代	(67704)	965-5304
川崎区保育・子育て総合支援センター	所長	石田	恭子	-	201-3269
中原区保育・子育て総合支援センター	所長	大谷	里美	-	744-3102
宮前区保育・子育て総合支援センター	所長	平山	宏子	-	744-3102
保育・幼児教育部	部長	須山	宏昭	(43600)	200-3536
ことども家庭庁派遣				-	-
(幼児教育担当)	担当課長	田中	和佳子	(43103)	200-3794
				(43151)	200-3179
保育対策課	課長	坂口	真弓	(43901)	200-3630
企画・事業調整担当				(43911)	200-3632
待機児童対策・利用調整担当				(43524)	200-3727
保育料・債権管理担当				(43521)	200-3424
民間活用推進担当				(43605)	200-3473
保育第1課	課長	岡田	健男	(43501)	200-2686
〔指導調整〕	担当課長	奈良田	剛志	(43505)	200-0121
企画・指導担当				(43515)	200-3709
給付・指導第1				(43516)	200-3710
給付・指導第2				(43511)	200-2662
給付・指導第3				(43525)	200-1137
給付・指導第4				(43517)	200-1992
指導・調整				(43527)	200-1193
保育第2課	課長	大場	高敏	(43503)	200-3948
給付・指導担当				(43512)	200-3128
企画・指導担当				(43520)	200-0226
青少年支援室	室長	箱島	弘一	(43300)	200-0824
〔青少年企画・事業調整〕	担当課長	大原	芳信	(43301)	200-2667
青少年企画担当				(43311)	200-2668
事業調整担当				(43312)	200-1425
〔施設指導・調整〕	担当課長	菊池	慶考	(43302)	200-2670
施設指導・調整担当				(43332)	200-3084
施設指導・企画担当				(43331)	200-3083
施設整備・企画担当				(43333)	200-1988
〔青少年育成・子どもの権利〕	担当課長	佐藤	直子	(43304)	200-2689
子どもの権利担当				(43341)	200-2344
健全育成担当				(43321)	200-2669

1. こども未来局の組織及び事務

児童家庭支援・虐待対策室	室長	北川	直子	(43800)	200-0076
[事業調整]	担当課長	南端	慶子	(43801)	200-0084
事業調整担当				(43811)	200-0132
連携推進担当				(43821)	200-0399
施設整備担当				(43831)	200-0134
[家庭支援]	担当課長	柳原	成行	(43201)	200-2671
母子福祉担当				(43411)	200-2672
手当支給担当				(43213)	200-2674
医療費助成担当				(43231)	200-2695
給付金担当				(43213)	200-2674
[児童福祉]	担当課長	出路	幸夫	(43402)	200-1724
				(43421)	200-2673
				(43422)	200-2929
[母子保健]	担当課長	村山	智子	(43401)	200-2658
母子保健担当				(43221)	200-2450
出産・子育て支援担当				(43224)	200-1312
南部児童相談所	所長	右田	佳子	-	542-1299
	副所長	石田	博己	-	542-1568
[保健医療]	担当部長	中山	浩	-	542-1535
[法的措置支援]	担当課長	東	玲子	-	542-1216
[警察連携・調整]	担当課長	與野	幹人	-	542-1568
総務課	課長	笹島	忠幸	-	542-1216
中部児童相談所	所長	木村	央	-	877-8049
	副所長	齋藤	由美	-	877-8110
[保護]	担当課長	深澤	隆行	-	877-8110
北部児童相談所	所長	岡本	浩	-	931-4502
	副所長	岸田	隆行	-	931-4502

こども未来局の職員数（令和6（2024）年4月1日時点）

○組織別

組織	定数
こども未来局	1
総務部	1
〔危機管理〕	2
（監査担当）	9
庶務課	11
企画課	8
保育・子育て推進部	18
（幸区保育総合支援担当）	9
（高津区保育総合支援担当）	9
（多摩区保育総合支援担当）	9
（麻生区保育総合支援担当）	9
公立保育所（18園）	409
川崎区保育・子育て総合支援センター	40
中原区保育・子育て総合支援センター	38
宮前区保育・子育て総合支援センター	37
保育・幼児教育部	2
（幼児教育担当）	5
保育対策課	11
保育第1課	22
保育第2課	9
青少年支援室	20
児童家庭支援・虐待対策室	42
南部児童相談所	108
総務課	4
中部児童相談所	88
北部児童相談所	42
合計	963

○職種別

職種	定数
一般事務職	153
社会福祉職	148
法務職	1
心理職	57
建築職	3
保育士	501
医師	2
栄養士	35
保健師	7
看護師	29
調理師	6
調理員	1
用務員	20
合計	963

1 こども未来局の組織及び事務

こども未来局の事務

総務部

- (1) 保健及び福祉に係る危機管理（局の所管に属するものに限る。）に関する事。
- (2) 児童福祉法等に係る指導監査（他の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 社会福祉法人（他の所管に属するものを除く。）の認可及び指導監査に関する事。
- (4) 社会福祉連携推進法人（他の所管に属するものを除く。）の認定等に関する事。

庶務課

- (1) 局の人事、予算及び決算に関する事。
- (2) 局内の連絡調整及び事務改善に関する事。
- (3) 局事業の調査に関する事。
- (4) 局内他の課の主管に属しない事。

企画課

- (1) こども施策に係る企画、調整及び推進に関する事。
- (2) 私立学校等の助成に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て会議に関する事。
- (5) 児童福祉審議会に関する事。
- (6) 局民間活用事業者選定評価委員会に関する事。

保育・子育て推進部

- (1) 市立保育所に関する事。
- (2) 地域子育て支援に関する事。
- (3) 地域の保育所等に関する総合的支援に関する事。
- (4) 保育所等職員の研修に関する事。
- (5) 保育士確保対策に関する事。
- (6) 保育所入所児童等健康管理委員会に関する事。
- (7) 保育・子育て総合支援センターとの連絡調整に関する事。

保育・幼児教育部

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法（幼稚園及び認定こども園に係るものに限る。）の施行に関する事。

1 こども未来局の組織及び事務

(2) 幼児教育の支援に関すること。

保 育 対 策 課

(1) 保育・幼児教育に係る施策の企画及び調整に関すること。

(2) 待機児童対策の推進に関すること。

(3) 保育所等の利用調整に関すること。

(4) 保育所等の利用者負担額に関すること。

(5) 保育所等の整備（市立保育所の再整備を除く。）に関すること。

(6) 保育所等の認可（新規整備に限る。）に関すること。

(7) 保育所等整備事業者選定委員会に関すること。

保 育 第 1 課

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行（私立保育所に係るものに限る。）に関する
こと。

保 育 第 2 課

(1) 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の施行（家庭的保育事業等に係るものに限る。）に
関すること。

(2) 保育所等の認可（保育対策課の所管に属するものを除く。）に関すること。

(3) 認可外保育施設に関すること。

青 少 年 支 援 室

(1) 青少年対策の推進に関すること。

(2) 青少年の健全育成に関すること。

(3) 青少年団体の育成に関すること。

(4) 青少年問題協議会に関すること。

(5) 子どもの権利に係る施策の総合調整に関すること。

(6) こども文化センターに関すること。

(7) ふれあい館に関すること。

(8) 青少年の家に関すること。

(9) 少年自然の家に関すること。

(10) 黒川青少年野外活動センターに関すること。

(11) 子ども夢パークに関すること。

1 こども未来局の組織及び事務

児童家庭支援・虐待対策室

- (1) 児童及び家庭についての相談及び支援に係る調査、企画及び調整並びに情報の収集及び発信、関係機関との連携等の推進に関すること。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 児童虐待の防止に係る調査、企画及び調整並びに情報の収集及び発信、関係機関との連携等の推進に関すること。
- (4) 家庭児童相談室に関すること。
- (5) 女性保護に関すること。
- (6) 児童手当に関すること。
- (7) 児童扶養手当に関すること。
- (8) 子育て世帯支援に係る特別の給付金に関すること。
- (9) 災害遺児等福祉手当に関すること。
- (10) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (11) 小児医療費助成に関すること。
- (12) 小児ぜん息患者医療費助成に関すること。
- (13) 母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に関すること。
- (14) 児童福祉法の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (15) 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律の施行（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (16) 母子生活支援施設に関すること。
- (17) 児童福祉施設（他の所管に属するものを除く。）の整備に関すること。
- (18) 母性及び乳幼児の保健に関すること。
- (19) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行（育成医療に係るものに限る。）に関すること。
- (20) 不妊及び不育に関すること。
- (21) 出産・子育ての支援（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (22) 小児慢性特定疾病審査会に関すること。
- (23) 南部児童相談所、中部児童相談所及び北部児童相談所との連絡調整に関すること。
- (24) 一般財団法人川崎市母子寡婦福祉協議会に関すること。

2 令和6（2024）年度予算の概要

2 令和6（2024）年度予算の概要

一般会計【款：こども未来費】

（単位：千円）

項目 款・項・目	当初予算額	分担金及び 負担金	使用料及び手 数料	国庫支出金	県支出金	財産 収入	寄附金	繰入金	諸収入	市債	一般財源
4 こども未来費	142,477,710	5,915,061	354,520	52,174,590	20,668,296	20,925	49,799	66,229	242,649	1,305,000	61,680,641
1 こども青少年費	50,333,556	25,593	393	21,635,725	6,958,460	4,052	41,542	24,008	32,366	283,000	21,328,417
1 こども青少年総務費	6,148,346	0	0	1,418,364	636,855	4,052	41,001	24,008	786	0	4,023,280
2 子育て支援事業費	4,151,325	0	0	1,282,183	363,889	0	0	0	16,786	0	2,488,467
3 こども家庭事業費	34,345,360	25,593	0	17,994,119	5,089,898	0	0	0	11,603	0	11,224,147
4 青少年事業費	5,688,525	0	393	941,059	867,818	0	541	0	3,191	283,000	3,592,523
2 こども支援費	92,144,154	5,889,468	354,127	30,538,865	13,709,836	16,873	8,257	42,221	210,283	1,022,000	40,352,224
1 こども支援事業費	5,600,182	8,836	0	1,517,399	1,129,218	1,720	2,457	42,221	568	257,000	2,640,763
2 保育事業費	85,337,110	5,880,632	354,120	28,713,037	12,571,848	14,111	4,800	0	154,850	765,000	36,878,712
3 母子福祉費	454,495	0	0	169,617	8,640	340	1,000	0	15,581	0	259,317
4 こども施設運営費	752,367	0	7	138,812	130	702	0	0	39,284	0	573,432

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

（単位：千円）

項目 款・項・目	当初予算額	一般会計			市債
		繰入金	繰越金	諸収入	
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,929	17,244	30	181,655	0
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	198,929	17,244	30	181,655	0
1 事務費	17,364	0	0	120	0
2 母子福祉資金貸付金	163,165	0	10	163,155	0
3 父子福祉資金貸付金	13,581	0	10	13,571	0
4 寡婦福祉資金貸付金	4,819	0	10	4,809	0
2 公債費	0				
1 公債費	0				
1 元金	0				
3 諸支出金	0				
1 繰出金	0				
1 一般会計繰出金	0				
歳出合計	198,929	17,244	30	181,655	0

2 令和6（2024）年度予算の概要

子育てを社会全体で支える取組の推進

【地域子育て支援事業】

[保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

499,986千円

地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。

- 地域子育て支援センター（53か所）における子育て情報の提供・相談支援等の実施
- ふれあい子育てサポート事業の実施
- 地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進
- 子育てに関する効果的な情報提供の実施

【小児医療費助成事業】

[児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

6,208,533千円

子育て家庭に対して医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。

- 小児医療費助成の実施（通院：0歳～中学校卒業、入院：0歳～中学校卒業）

【児童福祉施設等の指導・監査】

[監査担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

38,068千円

施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質の確保に向け、適切な指導・監査を実施します。

- 児童福祉関係法令に基づく保育所等の児童福祉施設等及び運営法人に対する指導・監査の実施
- 施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会等の開催

【子ども・若者未来応援事業】

[企画課]

〔令和6（2024）年度予算〕

26,243千円

子ども・若者及び子育て支援を総合的かつ効果的に推進するための計画を策定するとともに、本市の子ども・若者が、さまざまな分野において活躍する人材をめざして挑戦することを後押しする事業を実施します。

- 「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の適切な進行管理
- 「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施

2 令和6（2024）年度予算の概要

質の高い保育・幼児教育の推進

【待機児童対策事業】

[保育対策課]

〔令和6（2024）年度予算〕 **181,250千円**

就労しながら子育てを行う家庭の増加による保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。

- 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施
- 円滑な保育所等の利用に向けた子ども・子育て支援システムの構築

【認可保育所等整備事業】

[保育対策課]

〔令和6（2024）年度予算〕 **936,093千円**

保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保します。

- さまざまな手法を活用した認可保育所等における保育受入枠の拡充

【民間保育所運営事業】

[保育第1課、保育第2課]

〔令和6（2024）年度予算〕 **67,415,178千円**

民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行います。

- 民間保育所の適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援
- 一時保育実施施設数の適正化
- 「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業」の実施
※公立・民間合わせて各区3施設程度で実施想定

【公立保育所運営事業】

[保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当、運営支援・人材育成担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **2,012,047千円**

保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進します。

- 保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進
- 公立保育所の老朽化対策の実施
- 保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施
- 多様なニーズに対応した保育の提供
 - ・ 医療的ケア児の受入体制拡充のための施設設備の整備を推進
- 障害児保育の巡回相談や発達相談の実施

2 令和6（2024）年度予算の概要

【認可外保育施設等支援事業】

[保育第2課]

〔令和6（2024）年度予算〕 **3,823,361千円**

保育の質の向上を図りながら、認可化及び小規模保育事業への移行を推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続し、安定的な保育受入枠の確保を図ります。

- 保護者への保育料補助の実施
- 川崎認定保育園等の運営支援及び認可化の推進
- 病児・病後児保育事業の実施
- 認可外保育施設への立入調査の実施
- 居宅訪問型保育事業等に従事する者への子育て支援員研修の実施

【幼児教育推進事業】

[幼児教育担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **9,777,603千円**

幼稚園等への支援、一時預かり事業の拡充、認定こども園への移行等により、子育てをしている保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりを進めるとともに質の高い幼児教育の推進を図ります。

- 幼稚園型一時預かり事業の推進
- 認定こども園への移行促進
- 保護者への保育料等補助の実施
- 幼児教育相談の実施

【保育士確保対策事業】

[保育・子育て推進部運営支援・人材育成担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **1,610,554千円**

保育受入枠の拡大に合わせ、さまざまな手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。

- 保育士宿舍借り上げ支援事業の実施
- リモートを含む就職相談会・保育所等見学事業等の実施
- 受験対策講座料の補助、無料試験対策講座等による資格取得支援
- 市内保育人材の増加に向けた復職支援研修や学生を対象とするキャリア講座等

【保育料対策事業】

[保育対策課]

〔令和6（2024）年度予算〕 **53,365千円**

多様な納付手段の提供により保育料徴収を促進し、滞納世帯に対しては、継続的な催告、納付指導や滞納処分を行うことにより債権対策を推進します。

- 保育料徴収の推進
- 保育料収納対策の実施

2 令和6（2024）年度予算の概要

<保育所等の利用における多子世帯支援の拡充>

[保育対策課、保育第1課、保育第2課、幼児教育担当、保育・子育て推進部運営管理・子育て支援担当]
『令和6（2024）年度予算』 949,622千円

子育てに関わる負担が大きいと見られる多子世帯が安心して出産・子育てができるよう、保育所等を利用しやすい環境の構築に向けて、利用調整基準の見直しと保育料のきょうだい減免の拡充を実施します。

- きょうだい同一園に入所できる機会の拡充を図るため、利用調整基準を見直し
- 保護者と生計が同一の子どもが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、きょうだい減免を適用
 - ・ 認可保育所等の利用者負担額、一時保育事業、年度限定型保育事業の利用料、川崎認定保育園の保育料

2 令和6（2024）年度予算の概要

子どものすこやかな成長の促進

【妊婦・乳幼児健康診査事業】

[児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **1,671,002千円**

妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、出産後の乳幼児のすこやかな成長発達を支えることで、安心して子育てができるよう支援します。

- 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施
- 各区地域みまもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施
- 乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施
- 医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援
- 出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用の助成

【母子保健指導・相談事業】

[児童家庭支援・虐待対策室母子保健担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **1,707,672千円**

妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させることで、親と子がすこやかに暮らせる環境となるよう母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図ります。

- 思春期の心と身体健康教育の実施
- 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施
- 各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援
- 新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施
- 養育支援訪問（乳幼児訪問指導）の実施
- 産前産後におけるサポートの実施
- 伴走型相談支援及び経済的支援を一体とした出産・子育て応援事業

【青少年活動推進事業】

[青少年支援室青少年育成・子どもの権利担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **41,861千円**

地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。

- 青少年を育成・指導する青少年団体への支援
- こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進
- 「二十歳を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進
- 青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進

2 令和6（2024）年度予算の概要

【こども文化センター運営事業】

[青少年支援室青少年企画・事業調整担当、施設指導・調整担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **4,763,586千円**

子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。

- 子どもたちの意見等を踏まえた放課後等の子どもの居場所の検討
- こども文化センター等の運営（59か所）

【わくわくプラザ事業】

[青少年支援室施設指導・調整担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **331,264千円**

すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。

- 小学校114校内でのわくわくプラザ事業の実施
- 子育て支援・わくわくプラザ事業の実施

【青少年教育施設の管理運営事業】

[青少年支援室施設指導・調整担当、青少年育成・子どもの権利担当]

〔令和6（2024）年度予算〕 **472,035千円**

団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。

- 八ヶ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施
- 黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施
- 子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施
- 青少年の家における団体宿泊活動等の実施

2 令和6（2024）年度予算の概要

子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

【児童虐待防止対策事業】

[児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

243,734千円

児童虐待の早期把握・対応、未然防止に向けて、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援の充実を図ります。

- 児童家庭相談支援体制の強化
- 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実
- 児童虐待防止に関する相談の実施
- 地域の見守り体制の構築・充実
- 児童虐待防止普及啓発活動の実施

【児童相談所運営事業】

[児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

2,163,507千円

増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。

- 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進
- 児童相談所の体制強化
- 関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進
- 体制強化に併せた施設整備の推進

【里親制度推進事業】

[児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

98,986千円

家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録数の増加、支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。

- 里親制度の普及・啓発活動の推進
- 里親養育技術向上のための研修会等の実施
- 家庭の雰囲気を経験するためのふるさと里親事業の実施
- NPO法人等が行うフォスタリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施

2 令和6（2024）年度予算の概要

【児童養護施設等運営事業】

[児童家庭支援・虐待対策室児童福祉担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

3,971,874千円

児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図るとともに、児童養護施設退所者等の自立支援を推進します。

- 児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進
- 地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進
- 社会的自立に向けた支援等の実施

【ひとり親家庭等の総合的支援事業】

[児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

3,667,007千円

ひとり親家庭等の親と子の将来の自立を支えるため、経済的支援を基盤として子育て・生活・就労・養育費確保・子どもの学習等、総合的な支援を実施します。

- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭等への医療費の一部助成の実施
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業の実施
- ひとり親家庭等への日常生活支援の実施
- ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等の実施
- 養育費確保に向けた支援の実施
- 母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施
- ひとり親家庭への資格取得支援の実施
- 母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営

【女性支援事業】

[児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当]

〔令和6（2024）年度予算〕

69,741千円

日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。

- 女性相談の実施
- DV被害者等の緊急一時保護の実施

2 令和6（2024）年度予算の概要

【子ども・若者支援推進事業】

企画課、青少年支援室青少年企画・事業調整担当、
児童家庭支援・虐待対策室事業調整担当

『令和6（2024）年度予算』 **64,037千円**

子どもの貧困対策の視点から、さまざまな分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。

- **子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進**
- **地域全体で子ども・若者を見守り・支えるしくみづくりの推進**
 - ・ 様々な関係機関と連携し、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの推進
 - ・ 食糧支援等を通じて家庭の状況を把握するなど、支援が届きにくい子どもや家庭に必要な支援につなぐしくみづくり

3 各課における取組概要

3 各課における取組概要

総務部

1. 庶務課

(1) 局の庶務・経理、調査等

局の人事、予算及び決算や局事業の調査に関する事務を行うとともに、局内の連絡調整や事務改善、人材育成などを行います。

2. 企画課

(1) 子ども施策の企画、調整及び推進

「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、生まれる前から青年期に至るまでのすべての子ども・若者及び子育て家庭に対する支援策に関する企画・調整・情報発信を行います。

また、子ども施策の調査・審議を行う、外部有識者等で構成される審議会の運営を行います。

【所掌する附属機関】

- 児童福祉審議会
- 子ども・子育て会議
- 局民間活用事業者選定評価委員会

【主な取組】

- 「子育てガイドブック」の作成や「子育てアプリ」等の運用



子育てガイドブック



かわさき子育てアプリ

(2) 子ども・若者応援基金の運用

平成30年4月に創設した「子ども・若者応援基金」への寄附の受納手続、基金に関する広報などを行います。

「機会格差をなくす取組」、「子ども・若者の挑戦の後押し」と「地域で支える（令和6年度拡充）」を目的とした事業に、本基金を活用します。

(3) グローバル人材育成事業の実施

川崎の子ども・若者が、将来、国際的な幅広い視野を持って活躍することを目指して挑戦する「新たな一歩」を後押しするため、「子ども・若者応援基金」を活用し、様々な分野でグローバルに活躍できる人材を産学官連携により育成する、グローバル人材育成事業を実施します。

3 各課における取組概要

(4) 子ども・若者の“声”募集箱～君のつぶやきをきかせて～

市内在住・在学等の子ども・若者から、普段から川崎市に対して想っていることや感じていること、又は提案など、まちを良くするための声や御意見をインターネットを活用して募集します。

3.危機管理担当

(1) 局の事業にかかる危機管理

児童福祉施設との災害時の情報共有など災害時の支援体制の強化を図るため、局の事業にかかる危機管理の業務を行います。

4.監査担当

(1) 児童福祉施設等の指導・監査

社会福祉法及び児童福祉法等に基づき、局所掌の社会福祉法人や児童福祉施設等に対し指導監査を行い、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、施設等の運営の適正化を図ります。

(2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等に対する指導・監査

子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者等に対し運営状況の調査・検査を行い、必要な助言、指導等の措置を講ずることにより、教育・保育の質の維持や施設型給付費等の支給の適正化を図ります。

(3) 社会福祉法人の設立認可等

児童福祉施設の運営をもって事業を開始する社会福祉法人の設立認可や定款変更等の業務を行います。また、社会福祉連携推進法人の認定等の業務を行います。

3 各課における取組概要

保育・子育て推進部

1. 運営管理・子育て支援担当

(1) 公立保育所の運営

市内18か所の公立保育所と3か所の保育・子育て総合支援センターの維持・管理及び運営を行います。また、医療的ケア（痰の吸引、経管栄養、導尿）が必要で、他に重篤な症状がなく、集団保育が可能とされた児童の保育を行います。

(2) 保育・子育て総合支援センター等の整備

保育・子育て総合支援センターを各区1か所整備するとともに、その他の公立保育所についても、様々な手法の検討を行い、効率的な対策を推進します。

【今後の整備予定】

- 令和6年度 多摩区保育・子育て総合支援センター運営開始予定
- 令和7年度 菅生保育園移転後運営開始予定
- 令和9年度以降 高津区保育・子育て総合支援センター運営開始予定

(3) 地域における子育て支援の推進

各区役所や関係部署と連携し、保育・子育て総合支援センターや公立保育所、地域子育て支援センター等の保育資源を活用した地域における子育て支援事業等に取り組み、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制の強化を図ります。

【主な取組】

- 地域子育て支援センター事業
- ふれあい子育てサポート事業

2. 運営支援・人材育成担当

(1) 保育士等専門人材の育成

市内の保育施設等と連携しながら、保育の質の維持・向上に向け、必要な専門的知識・保育技術等の習得に向けた研修等を実施し、人材育成に取り組みます。

(2) 保育所等職員研修の実施

神奈川県「保育エキスパート等研修」を補完する形で、保育現場におけるリーダーの育成に必要な専門性の向上を図る「保育士等キャリアアップ研修」を実施します。

(3) 認可保育所における健康管理及び巡回相談や発達相談の実施

「川崎市保育所入所児童等健康管理委員会」を設置し、在園児等の健康管理に関する事項を審議し、必要に応じて指導、助言を行います。

3 各課における取組概要

また、特別な支援を必要とする児童が在園する保育所等に対し、相談員による巡回・発達相談を実施し、課題解決に向けた助言や支援を行います。

(4) 保育士確保対策の推進

保育人材確保の推進のため、リモートを含む就職相談会や保育所等見学事業などを実施します。また、各区保育・子育て総合支援センター及び保育・総合支援担当と連携した保育人材の育成を行い、定着支援を図ります。

【主な取組】

- 就職相談会等によるマッチング支援
- 保育士修学資金貸付や受験対策講座料の補助、無料試験対策講座等による資格取得支援
- 市内保育人材の増加に向けた復職支援研修や学生を対象とするキャリア講座等
- 保育の仕事に興味・関心のある高校生を対象に夏休みを利用した保育現場職場体験の実施

3. 保育・子育て総合支援センター（川崎区・中原区・宮前区）、各区保育総合支援担当

(1) 地域における総合的な子育て支援等の実施

「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センターを各区に整備し、区内の公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）や関係部署との連携により「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成」の取組を推進し、保育の質の向上と地域の子育て支援の取組の強化を図っていきます。

また、保育所機能の強化として、保育・子育て総合支援センターにおいて、一時預かり事業等を実施しています。



川崎区保育・子育て総合支援センター
(令和元年9月開所)



中原区保育・子育て総合支援センター
(令和3年3月開所)



宮前区保育・子育て総合支援センター
(令和5年10月開所)

保育・幼児教育部

1. 保育対策課

(1) 保育・幼児教育に係る施策の企画及び調整と待機児童対策の推進

保育・幼児教育に係る施策の企画及び調整を行うとともに、保育受入枠の確保や保育の質の維持・向上、利用者へのきめ細やかな相談・支援の充実を図るなど、待機児童対策を推進します。

(2) 教育・保育給付等の認定及び保育所等入所における利用調整

子ども・子育て支援法に定める給付認定を行うとともに、保育所等の利用調整を公正に実施することで、教育・保育給付施設の適正利用を図ります。

(3) 保育料徴収、滞納債権対策の取組

保育料の納付手段の多様化に努め、未納者への継続的な督促・催告等の納付指導や、長期滞納者への債権差押えを実施することで、収入率の向上を目指します。

(4) 民間保育所整備事業の推進

民間活力を活かしながら、認可保育所の新設等を進め、保育受入枠の確保を図ります。

2. 保育第1課

(1) 民間保育所の運営支援

児童の処遇向上を図るため、民間（認可）保育所の運営を支援するとともに、多様な保育ニーズに対応するため、保育サービスの拡充を図ります。

【多様な保育サービス】

- 年度限定型保育事業
- 延長保育事業
- 一時保育事業
- 休日保育事業

3 各課における取組概要

3.保育第2課

(1) 地域型保育事業の運営支援

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い新たに創設された地域型保育事業の運営を支援するとともに、利用児童の処遇向上を図るための助成を行います。

また、地域型保育事業に従事する職員に向けた研修を実施し、保育内容の充実を図ります。

【地域型保育事業の類型】

- 家庭的保育事業
- 小規模保育A型事業
- 小規模保育B型事業
- 小規模保育C型事業
- 事業所内保育事業

(2) 認可外保育事業の充実

川崎認定保育園等に対する運営費の助成や、保護者負担軽減のための保育料補助を行うなど、認可外保育事業の充実を図ります。

【認可外保育事業】

- 川崎認定保育園
- 企業主導型保育事業
- 地域保育園

(3) 病児・病後児保育事業の実施

病気や病気の治りかけで、まだ保育所等に通所できない児童を一時的に預かり、児童の健康管理や看護を行う事業を各区1か所で実施しています。

(4) 認可外保育施設に対する確認指導監査

施設等利用費の支給に係る施設または事業として確認を受けた特定子ども・子育て支援施設等の運営状況を調査または検査し、必要な助言・指導等の措置を講ずることにより、施設等利用給付費等の支給の適正化を図ります。

3 各課における取組概要

4. 幼児教育担当

(1) 幼稚園等に対する運営費補助

施設型給付を受ける幼稚園及び認定こども園に対する運営費の補助を行います。

また、県による私学助成を受ける幼稚園に対し、特別な支援を必要とする幼児の受入れ、預かり保育や子育て支援事業の実施等に係る費用の一部を補助します。

(2) 私立幼稚園在園児の保育料補助

幼児教育・保育の無償化に伴い、私学助成を受ける私立幼稚園在園児の保育料に対する給付を行います。

(3) 幼稚園型一時預かり事業の推進

幼稚園における多様な保育ニーズへの対応を図るため、職員配置や預かり時間等、一定の要件の下に、預かり保育に要する経費の補助を実施します。

(4) 認定こども園への移行促進

総合的な教育・保育の提供に向け、施設整備や改修等に要する費用の一部を補助するなど、認定こども園への移行を促進します。

(5) 幼児教育相談員による巡回相談

特別な支援を必要とする園児の対応等で課題を抱える幼稚園に対し、幼児教育相談員が巡回し、課題解決に向けた助言や支援を実施します。

(6) 幼稚園類似施設の利用者に対する保育料補助

幼児教育・保育の無償化の対象とならない、幼稚園類似施設在園児の保育料に対する補助を行います。

3 各課における取組概要

青少年支援室

1. 青少年企画・事業調整担当

(1) 子ども・若者の支援

地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援することを目的とした助成事業のほか、不登校や引きこもり等の課題を抱える子ども・若者の居場所づくり事業を推進します。

【主な取組】

- 子ども・若者等支援事業（こどもサポート小田、旭町）の実施
- 地域子ども・子育て活動支援助成事業の実施

(2) 放課後等の子どもの居場所づくりの推進

子どもたちのやりたいことの実現に向けて、子どもの意見を取り入れた居場所づくりの試行実施に取り組みます。

【主な取組】

- 子どもの意見を取り入れた居場所づくりを市内7か所で試行実施及び横展開できる仕組みの検討

2. 青少年育成・子どもの権利担当

(1) 青少年の健全育成の推進

地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる子ども・若者の積極的な社会参加の促進を図ります。

【主な取組】

- 青少年フェスティバルの実施
- 二十歳を祝うつどい（旧「成人の日を祝うつどい」）の開催
- 川崎市青少年育成連盟への活動支援
- 青少年指導員の設置及び活動支援
- こども110番事業等への活動支援



二十歳を祝うつどい



青少年フェスティバル

3 各課における取組概要

(2) 子どもの権利に関する施策の推進

子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され、保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。

【主な取組】

- 子どもの権利に関する行動計画の策定・推進
- 子どもの権利の日のつどいの開催



11月20日は子どもの権利の日 子どもの権利の日のつどいにおける一部企画の様子

3.施設指導・調整担当

(1) こども文化センター等の運営及び維持・補修

多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点として、59か所のこども文化センター等の運営及び維持・補修を行います。



幸こども文化センター乳幼児室



平間こども文化センター集会室

(2) わくわくプラザ事業の推進

すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりに向け、市立小学校 114 校内でわくわくプラザ事業の実施及び施設の維持・補修を行います。

(3) 青少年教育施設の管理運営

団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の場を提供します。

3 各課における取組概要

【青少年教育施設】

- 川崎市青少年の家
- 川崎市八ヶ岳少年自然の家
- 川崎市黒川青少年野外活動センター
- 川崎市子ども夢パーク



黒川青少年野外活動センターでの
野外体験活動の様子



子ども夢パークにおける泥んこ遊び

3 各課における取組概要

児童家庭支援・虐待対策室

1. 事業調整担当

(1) 児童虐待対策の推進

児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けて、地域の関係機関と連携しながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援の充実を図ります。

【主な取組】

- 要保護児童対策地域協議会等の運営
- 専門的支援の充実のための人材育成
- 児童家庭支援センターの運営支援
- 子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）
- 普及啓発（オレンジリボンキャンペーン等）



オレンジリボンマーク



LINE相談カード

(2) 児童相談所の施設整備

保護児童の生活環境改善等のため、中部児童相談所の一時保護所建替え工事を実施します。

(3) 女性支援事業の実施

日常生活に様々な困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組めます。

【主な取組】

- 女性相談の実施
- DV被害者等の緊急一時保護の実施

3 各課における取組概要

2.家庭支援担当

(1) ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けた総合的な支援

ひとり親家庭等の親と子の将来の自立を支えるため、経済的支援を基盤として子育て・生活・就労・養育費確保・子どもの学習等、総合的な支援を実施します。

【主な取組（経済的支援）】

- 児童扶養手当の支給
- ひとり親家庭等医療費助成事業
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付
- ひとり親家庭等高校生等通学交通費助成事業
- ひとり親家庭等通勤交通費助成事業

【主な取組（子育て・生活支援）】

- 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（家計相談、生活支援講習会等）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業
- 学習支援・居場所づくり事業

【主な取組（養育費確保支援）】

- 養育費確保支援事業・養育費確保に関する公正証書等作成費補助金
- 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業（離婚前講座、養育費講習会、法律相談等）

【主な取組（就業支援）】

- 母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業
（無料職業紹介、資格取得やスキルアップに関わる講座等の実施）
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業・資格取得のための給付金・貸付金事業

(2) 児童手当支給事業の実施

中学校卒業前の子どもを養育する家庭に児童手当を支給することで、子どもの健やかな成長と発達を図ります。（令和6年10月分より、高校生世代まで支給期間延長（予定））

(3) 川崎市物価高騰対策給付金こども加算分の支給

令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯、令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税になる世帯のうち、基準日時点で、同一世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯にこども加算を支給します。

(4) 医療費等助成事業の実施

通院及び入院に係る小児医療費等の助成を実施します。

(5) 災害遺児等への援護

災害により、父や母等が死亡または重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対し、福祉手当等を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。

3 各課における取組概要

3.児童福祉担当

(1) 児童養護施設等の運営支援

社会的養護を必要とする児童を家庭に近い環境で養育するとともに、生活や学習等の支援を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立への支援が実施できるよう、児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設等への運営支援を行います。

また、施設に入所している児童及び、施設を退所した児童の社会的自立に向けた支援を実施します。

(2) 里親制度の推進

里親制度の普及啓発や里親登録数増加に向けた取組、里親への養育支援等、里親支援機関と連携しながら里親制度の推進を図ります。



里親制度の案内



川崎市里親制度パンフレット

4.母子保健担当

(1) 妊婦・乳幼児健康診査等の実施

妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図ります。

【主な取組】

- 妊婦健康診査事業
- 産婦健康診査事業
- 乳幼児健康診査事業
- 先天性代謝異常等検査事業
- 新生児聴覚検査事業
- 視聴覚検診事業

3 各課における取組概要

(2) 母子保健指導等の実施

思春期から、妊娠・出産・乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。

【主な取組】

- 母子保健指導・相談事業
(母子健康手帳交付、健全母性育成事業、両親学級事業、育児相談等)
- 母子訪問指導事業
(新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問等)
- 妊娠・出産包括支援事業
(妊娠・出産SOS事業、産後ケア事業等)
- 産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業
- 出産・子育て応援事業
(伴走型相談支援、経済的支援)



母子健康手帳



妊娠・出産SOSカード

(3) 医療給付事業の実施

治療が長期間にわたる疾患や障害を残す疾患の児童に対し、高額となる医療費の負担軽減を図るため、指定医療機関等で行う各種医療の助成を実施します。

【主な取組】

- 小児慢性特定疾病医療費扶助事業
- 未熟児養育医療扶助事業
- 療育医療扶助事業
- 自立支援（育成）医療

5. 児童相談所（南部・中部・北部児童相談所）

(1) 児童相談所の運営

増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、児童福祉法及び児童虐待防止法に基づき、専門性を生かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。

第27期 川崎市児童福祉審議会委員名簿

任期:令和6年4月1日～令和8年3月31日

令和6年4月1日時点

氏 名		職 名 等
1	いちせ さゆり 一瀬 早百合	和光大学現代人間学部心理教育学科 教授
2	かとう えつお 加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科 教授
3	はせがわ ひろあき 長谷川 洋昭	田園調布学園大学子ども未来学部 教授
4	たづち なおみ 辰口 直美	川崎市立小学校長会
5	よしがき きみこ 吉垣 君子	川崎市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長
6	ふじたか なおゆき 藤高 直之	立正大学社会福祉学部 准教授
7	たなか まさみ 田中 真砂美	川崎市立中学校長会
8	やまはな あきお 山鼻 昭夫	(一社)川崎市子ども会連盟 事務局長
9	せきぐち ひろひと 関口 博仁	(公社)川崎市医師会 副会長
10	おくむら なおぞう 奥村 尚三	(一財)川崎市保育会 副理事長
11	いわいさわ みほ 岩井沢 美穂	川崎市PTA連絡協議会 副会長
12	つばい ようこ 坪井 葉子	洗足こども短期大学幼児教育保育科 教授
13	なかじま はるみ 中島 春美	(一財)川崎市母子寡婦福祉協議会 理事長
14	ほかり ちえ 穂苅 千恵	(一社)山王教育研究所 理事
15	ひだの みち 飛弾野 理	神奈川県弁護士会
16	おの かずや 小野 和哉	聖マリアンナ医科大学 神経精神科学教室 特任教授
17	すずき たかゆき 鈴木 崇之	東洋大学福祉社会デザイン学部子ども支援学科 教授
18	ふるた まさあき 古田 雅明	大妻女子大学人間関係学部 教授
19	かみじょう りえ 上條 理恵	東京経営短期大学 特任准教授
20	かわまつ あきら 川松 亮	明星大学人文学部福祉実践学科 教授

令和 6 年度川崎市児童福祉審議会総会 行政出席者名簿

役 職 等	氏 名
こども未来局長	い うえ じゅん 井 上 純
こども未来局総務部長	おりも こういち 織 裳 浩 一
こども未来局保育・子育て推進部長	おきもと りえ 沖 本 里 恵
こども未来局保育・幼児教育部長	すやま ひろあき 須 山 宏 昭
こども未来局青少年支援室長	はこしま こういち 箱 島 弘 一
こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長	きたがわ なおこ 北 川 直 子
こども未来局南部児童相談所長	みぎた けいこ 右 田 佳 子
こども未来局総務部企画課長	さとう そのこ 佐 藤 園 子

○川崎市児童福祉審議会条例

平成12年3月24日条例第15号

改正

平成17年3月24日条例第7号

平成19年12月19日条例第52号

平成20年3月25日条例第7号

平成21年3月26日条例第17号

平成24年3月19日条例第3号

平成25年10月8日条例第45号

平成26年6月23日条例第23号

平成26年12月18日条例第55号

平成27年12月17日条例第74号

川崎市児童福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第8条第3項の規定に基づく川崎市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 児童の福祉に関すること。
- (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。
- (3) 母子保健に関すること。
- (4) 障害児の福祉に関すること。
- (5) 児童福祉施設及び家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）に関すること。
- (6) 里親に関すること。
- (7) 児童虐待の防止等に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。

第1部会	里親に関すること。
第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）及び家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関すること。 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 7 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会及び第4部会に係るものを除く。）。
第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関すること。
第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する

分析並びに調査研究及び検証に関すること。

- 2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。
- 3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。
- 4 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。
- 6 第2項から前項までに定めるもののほか、部会については、前2条の規定を準用する。
- 7 審議会は、第1項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月19日条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月25日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第17号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月19日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月8日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 6 月23日条例第23号）

この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月18日条例第55号）

（施行期日）

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 川崎市児童福祉審議会は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の条例の規定の例により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業に係る認可について調査審議することができる。

附 則（平成27年12月17日条例第74号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月20日条例第15号）

この条例は、平成30年 4 月 2 日から施行する。